

仕様書（案）

1 件名

有線テレビ等における広報番組制作業務委託

2 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

文京シビックセンター14 階（文京区春日一丁目 16 番 21 号）企画政策部広報戦略課及び文京区指定場所

4 広報番組制作事業概要

区民及び地域へ向けた文京区民チャンネルの番組を制作し、別途区が契約する東京ケーブルネットワーク株式会社（以下「TCN」という。）が区内で運営する都市型ケーブルテレビ放送施設等を利用し、放送することにより、行政情報や地域の話題、生活に関する情報などを区民に提供するとともに、地域コミュニティの醸成及び活性化を図る。

また、区公式 YouTube チャンネルや各種広告媒体等の動画を制作し、配信することで、行政情報や、区民の生活に関する情報を発信する。

5 委託業務概要

受託者は、各種法令を遵守し、次の業務を行うこと。

- (1) 番組制作に関する業務
- (2) 制作番組の納品及び管理に関する業務
- (3) 動画配信に関する業務
- (4) 視聴者を増やす工夫に関する業務
- (5) 施設使用に関する業務

6 番組制作に関する業務

文京区民チャンネルの番組のうち、区が放送を担当する放送枠で本契約履行期間中に放送する番組を制作するとともに、制作した番組を本仕様書の別項で定めるとおり納品する。

(1) 制作番組の決定

ア 受託者は、番組制作について、区とともに企画し、及び立案すること。

イ 区及び受託者は、番組制作に向けた全体の協議の場として、編成・企画会議を月 2 回程度開催し、制作する番組について協議する。

ウ 制作することが決定された個別の番組に関して、区及び受託者の担当者が必要に応じて打合せを行い、業務を進める。

エ 区及び受託者は、協議の上、本年度に制作する番組の種類（番組ジャンル、番組名及び番組概要）、各番組の時間、年間制作本数及び番組編成について、年度計画を策

定する。

なお、制作番組の総数は、190 本程度とする。

オ 受託者は、年度計画を遵守し、全体の番組制作を行うこと。ただし、年度途中で事情の変更等がある場合には、区及び受託者が協議し、年度計画を変更することができるものとする。

(2) 番組内容の基本事項

受託者は、以下の「広報番組制作方針」にのっとり、「番組制作の対象となる分野」の番組を制作すること。

ア 広報番組制作方針

(ア) 区の出来事や政策など、「文京区の今」をスピーディーに伝える番組を制作する。

(イ) 地域の情報を吸い上げ、「歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち『文の京』」の魅力を伝える番組を制作する。

(ウ) 区民の日常生活に密接に関わる情報について、信頼性のある番組を制作する。

(エ) 区報、ホームページ等他媒体と連携して、区内外に向けて効果的に区の情報を発信することのできる番組を制作する。

(オ) CATV のみならず SNS 等でも効果的に情報発信できるような動画やショート動画等（縦型及び横型）も制作する。これらの動画についても 6 (1)エに記載の制作番組の本数に含める。ただし、ショート動画については、縦型（又は横型）で制作した動画素材を転用して横型（又は縦型）を制作する場合には、縦型及び横型を合わせて 1 本とする。また、将来的に放送媒体が多様化した場合には、その媒体に適した番組を制作し、区の情報を発信する。

イ 制作番組の形式

(ア) 区長出演番組

区長が出演し、区の政策等について語る番組

(イ) ニュース番組

文京区内での出来事、イベントなど。複数の区的话题をスタジオ収録と VTR で構成し、10 分に編集した番組。ただし、尺については区と受託者の協議の上で変更する場合もある。

(ウ) 行政情報番組

文字やイラスト等により区からのお知らせを提供する番組（以下「インフォメーション番組」）を制作する。

インフォメーション番組については、区の求めがあった場合は、各種広告媒体用に、同内容で文字やイラスト等のレイアウトを変更したものを制作すること（例えば、横画面のレイアウトを、縦画面のレイアウトに変更するなど）。この場合、レイアウト変更版の動画も 6 (1)エに記載の制作番組の本数に含める。

(エ) 特集その他

講演会、講座、コンサート、演劇、イベントなどを編集し、イベントのアーカイブとしての役割も果たす 57 分の番組

(オ) 議会番組

(カ) 施策プロモーション動画

区の政策や事業・催しなどのお知らせを、2 分～5 分程度でわかりやすく説明する動画を制作する。併せて、同内容について、事業の CM となるような 15～30 秒程度のショート動画のバージョン（縦型及び横型）も制作する。（文字テロップとイメージ画像などを組み合わせた番組を含む。それぞれ、6(2)ア（オ）に記載の動画に当たる。）

(キ) 地域愛醸成動画

様々なカテゴリーから文京区の魅力を紹介し、区民の地域への愛着を醸成するための 5 分程度または 10 分程度の動画を制作する。あわせて、同内容についてショート動画のバージョンも制作する（それぞれ、6(2)ア（オ）に記載の動画に当たる）。

（例） こども、高齢者、健康、安全・安心、歴史、文学、文化・芸術、スポーツ、町会、学校、地域情報など

(ク) 特別番組

新春特別番組、選挙特別番組、災害特別番組、各種広告媒体用映像など

(3) 番組内容に関する留意点

ア 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を踏まえ、誰もが見やすい工夫がされた番組制作を行うこと。

その一環として、文字テロップを入れる場合は、NHK 漢字表記辞典を参照すること。上記(2)イ（エ）及び（オ）についても、文字テロップを入れること。

イ ワイプ付き手話付番組を制作すること。制作本数については、前年度を基準とし、区と受託者で協議して決定する。手話付番組の制作に当たって、受託者は、手話通訳を再委託して行うが、その費用は、本契約に含むものとし、手話通訳者へ支払う謝礼については、文京区広報番組出演者謝礼支払基準にのっとるものとする。手話通訳について、手話通訳者が資料を求めた場合には、受託者が用意すること。

なお、手話通訳者は、文京区手話通訳者派遣事業実施要綱（18 文福障発第 1105 号）第 3 条に規定する手話通訳者とする。

また、各番組に既に挿入されている字幕については、必要に応じて、区と相談の上、位置等を調整すること。

ウ 制作した広報番組は、文京区民チャンネルで放送するほか、文京区公式チャンネル（YouTube チャンネル）において配信しても不具合が生じないような番組内容とすること。

(4) 各番組の企画・承認・準備・進捗管理

ア 主として文字により区からのお知らせを提供する番組（以下「インフォメーション番組」という。）について、受託者は、区が作成したインフォメーション番組用の原稿を基にテロップを作成し、区の確認を受けるものとする。

イ その他のニュース番組、基本番組及び特別番組について、番組制作に際し、受託者は、6(1)アで区と立案した企画に基づき、原則として、番組の内容を所管する課（所管する課がない番組は撮影対象者。以下「主管課等」という。）と事業執行担当者との打合せを行い、構成を行うこととする。ただし、事業執行担当者が不要とした場合は、この限りでない。

なお、受託者は、構成を作成し、主管課等の承認を得るものとする。

また、撮影等に際し、確認事項がある場合は、必要に応じて主管課等に確認すること。

番組制作に際し、関係各所への連絡、届出及び申請（著作権確認、資料借用手続を含む。）は、原則として、受託者が行うものとする。

番組制作に際して事業執行担当者が行うことが適当と思われる作業が発生した場合には、受託者は、確認、申請等にかかる日程に余裕をもって事業執行担当者に依頼すること。

ウ 議会番組について、受託者は、定例議会一般質問初日（2月定例議会にあつては、区長施政方針演説を行う日。以下同じ。）の前日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下同じ。）までに、撮影機器、映像用回線及び録音用回線を用いて、区議会議場における撮影・収録に支障がないかどうかの確認を行うこと。

また、回線の故障等の事情により回線が使用できず、代替手段により撮影・収録をする場合についても、定例議会一般質問初日の前日までに、区議会議場における撮影・収録に支障がないかどうかの確認を行うこと。

なお、区議会議場における映像用回線は光ケーブルを用いて撮影・収録しているため、受託者が対応する機器を用意し、撮影・収録ができるようにすること。収録に際しては、通常収録に加え、バックアップ収録を行うこととする。

なお、構成の段階で、区の承認を得るものとする。

エ 受託者は、上記アからウまでについて、番組打合せ終了後、変更が可能な期間の余裕を持って、撮影前に番組構成、撮影スケジュールを作成し、事業執行担当者の承認を受けること。特に、事前チェックを複数の主管課等に依頼する必要がある場合は、主管課等と密に調整し、日程に余裕を持った進捗管理を行うこと。

また、受託者は、主管課等との調整内容を事業執行担当者に随時報告すること。その際、事業執行担当者が内容の変更を求めた場合には、協議の上対応をすること。

オ 受託者は、全番組の質が均等となるように監督し、各番組の納品までの進捗を管理する者を置くこと。

(5) 撮影・収録

ア 撮影・収録は、受託者が行うものとする。

イ 撮影・収録は、原則として、東京 23 区内で行うものとし、これを越える場合には、区と受託者とが協議し、対応を決定する。

ウ 番組収録（スタジオ収録・ロケーション収録）において、二つの番組を同時並行で収録できる体制を整え、必要に応じて同時に最大 3 台までカメラを使用できる体制を整えること。ただし、カメラマンは、2 人まででも構わない。

ロケーション収録の都合上、同時に 4 台以上のカメラを使用しなければならない場合には、区と受託者が協議し、対応を決定する。

また、必要に応じてキャスター、レポーター等（同一人物可）が 1 人以上出演できるよう体制を整えること。

なお、撮影に当たって、演者やエキストラ、特別な撮影場所が必要な場合（再現 VTR の制作などが考えられる。）は、原則として、全て受託者が手配すること。

エ 議会番組の収録に当たっては、カメラ 2 台で行い、それぞれに専従カメラマンをつけ、過去の番組を参考に、撮影・収録を行う。番組の撮影・収録方法をやむを得ず変更する場合は、撮影・収録前に区と協議すること。

オ 選挙特別番組の収録に当たっては、過去の番組を参考に、投票所や開票所の様子などの映像を織り交ぜ、投票率と開票についてテロップによる画面への文字表示なども行うこと。

また、投票所や開票所の様子について、TCN が所有する中継用映像伝送機器が借用できる場合に限り、それぞれ生中継を行う。

なお、スタジオ施設等を使用しない場合は、撮影・収録方法及び収録場所を、撮影・収録前に区と協議すること。

(6) 撮影の際の肖像権への配慮

ア 受託者は、番組収録（スタジオ収録・ロケーション収録）に際しては、区の行政番組の制作者としての自覚を持ち、被撮影者への肖像権に十分配慮すること。被撮影者の了解が得られない場合は、該当者を撮影しないよう極力配慮し、編集時に改めて該当者を番組の映像に入れないようにすること。

また、中学生以下の被撮影者を撮影する場合は、原則として、当該撮影により当該者の姓名が明らかになることがないよう配慮すること。ただし、保護者の了解が得られた場合を除く。

イ 受託者は、番組収録（ロケーション収録）に際しては、撮影現場において直接インタビューを行うなど被撮影者が特定されるような撮影を行う場合は、放送することを前提に収録を行うこと。

ウ 被撮影者への肖像権に配慮するため、人物の撮影に当たり、区が直接本人の了解を得る必要がある等、区の立会いが必要な場合は、同行するものとする。

(7) 交流自治体間における映像提供

ア 区と友好交流の関係にある国内の地方公共団体（以下「交流団体」という。）との交流促進に資するため、交流団体から、番組制作のために収録した映像及び音声等（以下「素材等」という。）の提供を受け、区が番組への挿入を依頼した場合は、受託者は、その趣旨を生かすよう努めること。

イ 受託者は、区から素材等に含まれる内容を、交流団体へ提供するように求められた場合、支障がない範囲内で、無償で貸与すること。

(8) 編集・事前チェック

ア 受託者は、番組の編集を(4)の過程で決定したそれぞれの番組の制作目的に沿って、視聴者に分かりやすく、的確に情報が伝わるよう、映像・テロップ・音楽編集等、番組制作に必要な全ての作業を行うこと。

また、必要に応じてナレーションを付けること。

イ 受託者は、編集後の番組を区が指定する場所に持参し、事業執行担当者及び主管課等の確認を受けるものとする。確認は、ニュース番組については、スタジオ収録前までに、議会番組については、放送日の3日前までに、その他の番組については、原則として、放送日の1週間前までに行うものとする。

なお、その際、事業執行担当者又は主管課等から映像の修正を求められた場合には、受託者は、可能な限り対応すること。

ウ 6(8)イにかかわらず、受託者は、編集後の番組を事業執行担当者及び主管課等のみが確認できるインターネット配信等の方法により配信し、確認を受けることができる。この場合において、当該番組を初回放送後1週間以内に当該インターネット配信等から削除すること。

(9) 番組編成

ア 受託者は、番組編成について、通常は、1週間（月曜日から日曜日まで）を単位とし、毎週放送の番組、制作完了次第放送する番組、再放送番組等を組み合わせて行うこと（議会番組や特別番組を除く。）。

イ 区政情報のうち、行事やニュース等「文京区の今」をスピーディーに伝える番組を、区が指定する日の正午から、原則として、生放送で行うこと。

ウ 区議会に関し、区議会本会議の一般質問と答弁の模様（2月定例議会については、区長施政方針演説を含む。）を、区議会本会議の翌週（区議会本会議の一般質問の最終収録日が木曜日又は金曜日の場合は翌々週）の日曜日から火曜日までの3日間放送する（月曜日及び火曜日は、日曜日の再放送を行う。）こと。

エ 選挙が行われる場合には、投票所ごとの投票率と開票の速報を放送すること。放送は、選挙当日及び選挙翌日の生放送とする。

オ 新春特別番組は、原則として、令和10年1月1日を初回放送とし、令和10年1月3日まで放送する。再放送については、受託者は、区と協議の上、決定すること。

カ 大規模な災害が発生したときなどは、受託者は、区と協議の上、災害特別番組等の制作を行い、放送すること。発災後 24 時間以内にシティスタジオから生放送ができる体制を整えること。

キ 災害の発生に備え、職員が一人でも放送を行うことができるよう、機器操作マニュアルを作成すること。

ク 通常の番組制作において、必要に応じて生中継による放送を行えるような体制を整えること。

7 制作番組の納品及び管理等に関する業務

(1) 番組放送データの納品及び回収

受託者は、完成した番組を完成データとして、TCNから指定された形式で、原則として、放送日 3 日前の午後 5 時（ニュース番組については、収録日当日午後 5 時）までに送出センターに送付すること。

なお、今後、TCNからの依頼により、納品方法の変更等について区から協議の依頼があった場合は、協議に加わった上で対応すること。

(2) 区への番組DVDの納品

受託者は、区が指定した番組について、完成した番組のDVDを、初回放送日以後 2 週間以内に、区が指定した枚数を納品すること。ただし、契約期間中の納品枚数は、合計 200 枚を超えない範囲とする。

(3) 番組の保存及び管理

ア 受託者は、完成データを、区が指定した媒体（ブルーレイディスク及びハードディスク）に保存し、ハードディスクについては再放送時に速やかに取り出せるようにし、いずれも検索しやすい形で保管しておくこと。

イ 受託者は、完成データのうち、上記 6(2)イ（イ）及び（キ）については、文字テロップの入っていない番組も併せてハードディスクに保存すること。ただし、保存する番組は、区と協議した 1 年度当たり 100 本以内の番組とする。

ウ データを廃棄する際は、区と協議すること。

(4) 交流団体への素材等提供

区が交流団体へ素材等を貸与する場合は、受託者は、適切なメディア及びフォーマットにより、区を経由して素材等を貸与すること。

(5) その他の映像提供

ア 区が、区ホームページ等で活用するため、制作した番組の一部について放送用データとして作成を求めた場合、受託者は、必要に応じて再編集を行い、区に納品すること。

イ 区が記録用等で、素材等の提供を求めた場合や、動画形式の変換を求めた場合、受託者は、協議の上、対応を決定すること。

8 動画配信に関する業務

(1) 文京区公式チャンネル

制作番組のうち、区と受託者が協議の上決定した番組（上記7(5)アで作成した番組を含む。）を文京区公式チャンネル（YouTube チャンネル）で動画配信をすること。その際、必要に応じて、適切な動画形式に変換して配信を行うこと。

(2) 動画視聴環境の整備

動画配信に当たっては、受託者は、スマートフォンでも視聴できる環境を整えるとともに、番組ごとに分類した上で、視聴、及び検索しやすい環境を整えること。

(3) 動画の更新

受託者は、動画配信の更新を、番組を初めて放送した週の翌週内に行うこと。動画の公開に当たっては、多くの視聴を促すように以下のことを行うこと。

ア サムネイルを工夫する。視聴者がスマートフォンで動画を視聴することを想定し、大きな文字と動画の内容に見合った画像を組み合わせることで端的に内容を伝えるサムネイルとすること。

イ 概要欄に動画の内容を要約した文章を記載すること。また、関連のホームページがあれば、リンクを貼ること。区の公式 X、LINE、Instagram へのリンクを貼ること。

ウ タグを 15 個以上、ハッシュタグを 3 個以上つけること。

(4) 区ホームページからのリンク環境の整備

受託者は動画配信した番組に区のホームページからもアクセスできるよう、区のホームページを随時更新すること。内容及びレイアウトは受託者が案を作成し、区の承認を受けること。

(5) 外国語翻訳番組の制作

受託者は、文京区民チャンネルで放送した区広報番組のうち区が指定する番組を、翻訳して字幕付番組を制作し、動画配信をすること。制作本数については、2 番組程度とし、翻訳言語については区と受託者で協議して決定する。翻訳字幕付番組の制作に当たって、受託者は、外国語翻訳を再委託して行うが、その費用は、本契約に含むものとする。

＜翻訳に当たっての留意点＞

ア 多様な利用者を想定し、利便性を重視した平明な表現に努めるよう翻訳すること。

イ 翻訳作業は、指定した言語のネイティブスピーカーが行うこと。

ウ 翻訳に当たって、疑義が生じた場合には、事業執行担当者と協議を行った上で作業を進めること。

エ 翻訳作業は、以下のガイドラインにある表記方法を参考として行うこと。

（ア）「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（観光庁）

（イ）「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」（東京都）

(ウ)「文京区対訳表」(文京区)

(エ)「文京区へようこそ 外国語版生活便利帳」(2025 年 3 月発行)(文京区)

9 視聴者を増やす工夫に関する業務

(1) 宣伝・PR活動

受託者は、制作番組をより多くの視聴者にご覧いただくため、区の放送時間内、関係するメディア、ソーシャルネットワーキングサービス等を用いて、積極的に宣伝やPRを行うものとする。

(2) 番組CMの制作

受託者は、制作番組を宣伝するためのCM等を制作する。区が提示した事業内容に基づき、視聴者の印象に残る内容となるよう、構成を行うこと。制作したCMは区と協議の上、各番組のエンディング等に、適宜挿入するものとする。

なお、CMについては6(1)エの番組本数には含めない。

(3) 効果の検証及び報告

受託者は、視聴者の意見・感想を聴取するなど、放送の効果の検証を行い、区に報告を行うこと。また、集めた意見等をもとに、番組の質の向上に努めること。

(4) マルチビジョンでの放映

受託者は、制作番組についてより多くの視聴を促すため、シビックセンター地下2階マルチビジョンでの放映を区が依頼した場合は、協議の上、マルチビジョン放映機器に対応した形式でデータを納品すること。

10 施設使用に関する業務

(1) 施設の使用

受託者は、番組制作に当たり、原則として文京シビックセンター内の以下のスタジオ施設等を使用すること。

(a) シティスタジオ (b) 調整室 (c) 控室(美粧室) (d) 制作事務室 (e) 技術控室 (f) 編集室A (g) 編集室B (h) 駐車場

なお、庁舎の大規模改修等でこれらの設備が使用できなくなる期間については、区と協議の上、原則として、受託者が代替えの場所を手配すること。

また、区長や区職員が出演する番組で、収録にスタジオを使用する場合は、原則としてシティスタジオを使用すること。ただし、番組の効果等に鑑み、区と協議の上変更することもできる。

(2) 番組制作に要する機器等の設置

ア 番組制作に要する機器、設備、道具類等、本件業務履行の性質上必要なもの(以下「機器等」という。)で経常的に使用するものについては、受託者が用意し、その体制を整えること。

イ 受託者は、区と協議の上、機器等をスタジオ施設等に設置することができる。

ウ アに掲げる以外の機器等は、区と受託者とが協議の上決定した機器等を番組に使

用すること。

なお、映像音声伝送装置（可搬型）については、区の備品を使用することができる。
使用の際は、区と協議の上、取扱いに十分注意すること。

エ ア又はイで受託者が用意し、又は設置した機器等については、受託者の契約期間満了後、区と受託者とが協議の上、指定した期日までに受託者の責任において撤去し、原状回復すること。ただし、協議により撤去しないこととしたものについては、この限りでない。

(3) シティスタジオ施設見学

区内小中学校等からシティスタジオ施設見学の依頼を受けた場合、受託者は区とその都度協議し、実施可能かどうかを判断する。実施する際には、見学者への施設の説明は受託者が行うものとする。

11 著作権

(1) 番組の著作権

番組の著作権は、区に帰属する。

(2) 素材等の著作権

映像、音声素材、ナレーション及び制作番組のうち未放送分及び撮影して使用しなかった映像素材を含む部分等、制作されたものの著作権等の権利は、区に帰属するものとする。

なお、借用使用した映像素材等については、所有者に帰属する。

12 経費負担

(1) 番組制作等に関する経費

ア 新春特別番組及び選挙特別番組は、本契約には含まないものとする。

イ 番組制作に際し使用する音楽などの著作権使用料については、区がTCNへ負担する経費以外のものを使用する場合には、番組制作業務の経費として受託者が負担する。

ウ 上記イのほか、各種権利関係に基づく負担金（番組制作に際し必要な資料借用料等）及び打合せに際し要した経費、食料費、駐車料金（区有施設の駐車場を利用できる場合等を除く。）、施設借用料（原則として、区有施設を使用し、その他の有償での施設使用は、区と受託者で協議する。）その他番組制作に係る一切の経費については、文京区広報番組出演者謝礼支払基準に基づく出演者謝礼を除き、受託者が負担すること。

(2) 施設使用及び機器等に関する経費

ア 10(1)において受託者が使用するスタジオ施設等に係る光熱水費は、区が負担する。

イ 機器等及び番組保存用媒体にかかる経費は、番組制作業務の経費として受託者が負担する。

13 受託者の責務

(1) 組織体制等の提出

受託者は、本契約を円滑に履行するため、契約締結後速やかに、組織体制を定めて、区へ提出すること。

また、次に掲げる事項を記載した書類を区へ提出し、承認を得るものとする。

なお、記載した事項に変更があった場合には、速やかに変更後の書類を提出すること。

ア 受託者本社住所・電話番号・FAX番号

イ プロデューサー・ディレクター・キャスター等氏名・連絡先電話番号・メールアドレス

(2) 再委託

受託者は、本仕様書に定める番組制作、動画配信等の主要でない業務の一部を第三者に委託することができる。この場合にあっては、再委託内容及び再委託先が分かる書類を事前に区へ提出し、承諾を得なければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務の実施上知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても、同様とする。

(4) 信用失墜行為の禁止

受託者は、区の信用を失墜する行為をしてはならない。

(5) 契約期間満了時の協力

受託者は、本契約期間満了前に業務の引継ぎを行うなど、次期契約受託者の円滑な業務開始に誠意を持って協力すること。

14 損害予防処置等

(1) 事故発生の処置

業務の実施中、業務全体に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、直ちに応急処置を行うとともに区へ報告すること。

また、事故発生の原因及び経過、事故による被害状況等について、速やかに区へ報告すること。

(2) 第三者に及ぼした損害

業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者が損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、区の責めに帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。

15 支払方法

各月の検査合格後、受託者の請求書に基づき支払うものとする。

16 その他

(1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。

(2) (1)に関するものを除く、契約履行上の打合せ事項に関しては、事業執行担当者で行

うこと。

- (3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (4) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (5) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (6) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規則第50号）を遵守すること。
- (7) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）を遵守すること。
- (8) アスベストを含有していない製品を納品すること。
- (9) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月文京区訓令第13号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (10) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成25年9月文京区条例第39号）第7条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和3年3月31日付2020文総総第1777号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (11) 本契約の履行に当たっては、事前に「重要情報の取扱いを含む契約の履行に際し認識すべき主なポイント」を確認の上、業務内容に重要情報の取扱いが含まれる場合は、記入の上、区契約事務担当に提出すること。

17 連絡先

契約事務担当：総務部契約管財課契約係 TEL：03-5803-1150

事業執行担当者：企画政策部広報戦略課映像担当 小松

TEL：03-5803-1130